

和漢脩身書

山内貴編纂

九

東京師範學校稻垣千穎先生閱正  
竹溪山内貴先生編纂

和漢

修身書

東京師範學校圖書部

類 修身  
屬 指  
冊 九  
函 一  
行 五  
級 五

文學社發兌



明治十六年十月十三日附付山内貴先生

和漢修身書卷之九

東 漢 書 卷 之 九

第九章

石田興長曰、人愚ナリト雖導クニ學問ヲ

以テセバ則禮義ヲ辨シ、倫理ヲ知ル、學ヲ爲  
スノ初、先國恩ノ隆盛ト上下ノ分トヲ知ル  
ヲ要ス、否ラサレハ後或ハ道ヲ誤ルニ至ル  
○德川家康曰、人ハ始ヲ慎ムヘシ、君ニ忠ナ

稻垣千穎閱正

山内 貴編纂

ラス親ニ孝ナラサル者モ、初ヨリ君父ヲ怨ムル心アルニ非ス、奢侈ニ流レ、放逸ニ長シ、禍方ニ至ルニ及ヒテ、身ヲ置クニ所ナク、遂ニ君父ヲ遺ル、ニ至ル、

○人タル者ハ道理ヲ知り禮義ヲ識ルヲ要ス、父母ニ事ヘテ恭敬順從シ、先生ノ教ヘニ遵依スヘシ、自己ノ意ニ任セテ怠慢スヘカラス、敬子 齋規

○子ハ親ヲ悦スヲ以テ孝ト爲ス、仮令家ノ

窘迫ニ逢フコトアルモ、父母ノ面前ニ在リテ、窮ラ愁ヘ苦ラ説クヘカラス、亦是志ヲ養フノ一節ナリ、易知 編

○中江原曰、孝ハ百行ノ本ナリ、故ニ怒ルヘカラサルニ怒リ、喜フヘカラサルニ喜ヒ、望ムヘカラサルニ望ミ、憂フヘカラサルニ憂フルハ、皆不孝ナリ、況ンヤ不義ヲ行ヒ無禮ヲ爲シ、以テ身ヲ辱ムルニ於テヲヤ、  
○父母遺ス所ノ幼弟ハ、兄長タル者之ヲ撫

ツル事子ノ如ク、曲ニ其ノ飲食教誨ノ事ヲ  
盡シ、之ヲシテ成立ニ至ラシムヘシ、幼弟ノ  
長兄ヲ待ツニ至リテハ、之二事フルコト父ノ  
如クシ、決シテ其ノ撫養教育ノ恩ヲ忘ルヘカ  
ラス、易知編

○管晉師曰、學問ノ道ハ行ヲ主トス、其ノ行  
ヲ先トシ、聖經ノ歸趨ヲ求メ、時ニ應シテ道  
ヲ衛ル、是學問ノ大處ナリ、今人訓詁文字ノ  
異同ヲ事トシテ、其ノ行ヲ事トセサルハ、其

ノ着眼ノ立タサルカ、抑自棄シテ、小成ニ安  
ンスルカ、

○尾藤肇曰、人ノ學ヲ爲シテ、眞ニ學問ノ道  
ヲ知ラサレハ、學亦徒爲トナル、徒ニ作文ヲ  
爲シテ、有用ノ文ヲ造ラサルハ、文亦徒作ト  
ナル、人ハ實用ノ學、實用ノ文ヲ務ムヘシ、  
○楊時曰、學者ハ須ラク疑フ所アルヘシ、乃  
能ク徳ニ進ム、須ラクカヲ用井ルコト深カ  
ルヘシ、方ニ始テ疑アラン、今世ノ士、書ヲ讀

之學ヲ爲スニ、自以テ疑ナシトス、故ニ其ノ  
學能ク尚フルコトナシ、

○本多正信曰、上智ト下愚トハ、習ノヨク移  
ス所ニアラス、中人ニ至リテハ、以テ聖ト爲  
ルヘク、以テ愚ト爲ルヘシ、唯其ノ習フ所ノ  
如何ニアルノミ、

○熊澤伯繼曰、人ヲ凌キ財ヲ貪ルハ、小人ノ  
心ナリ、學ヲ爲ルニ名利ノ爲ニスルモ、亦小  
人ノ心ナリ、真ノ學問ハ、唯人タル道ヲ學フ

ノミナリ、

○恩ヲ忘レ徳ニ背ク者アリ、其ノ人ハ必父  
ニ事ヘテ孝ナラス、君ニ事ヘテ忠ナラス、何  
トナレハ忠孝モ、亦是恩ヲ報スルノ大ナル  
者ナリ、君子ノ百行ノ中ニハ、恩ヲ報スルヲ  
大ナリトス、人若シ恩ヲ忘ル、コトアラハ、  
其ノ餘ハ觀ルニ足ラサルナリ、信義ニシテ  
守リアル者ハ、能ク人ノ恩ニ感ス、柔懦ニシ  
テ守ナキ者ハ、恩ヲ悦フ心有リト雖、感激ノ

心ナシ、故ニ恩ヲ報スルコト能ハス、慎思録

○安積信曰、善ヲ行ヒ惡ヲ戒メ、人道ヲ盡サハ、自天命ニ應シテ福德ヲ得ル、仮令災禍アルモ、我カ身ヲ切磋スル藥石ト思フヘシ、今日ノ禍安ンソ、他日ノ福ト爲ラサルコトヲ知ランヤ、

○善ヲ積ミテ報ヲ天ニ望ム者ハ、是福無ク、恩ヲ施シテ報ヲ人ニ求ムル者ハ、是德無シ、

畜德録

○凡族衆ニテ假貸スル所アラハ、吾力量ノ厚薄ニ隨ヒテ之ヲ與フヘシ、必シモ還セト言フヘカラス、縱ヒ其ノ欲ニ滿タスレテ之ヲ怨ムトモ、亦償ヲ責ムル時、其ノ甚シキニ至ラサルヘシ、習是編

○王守仁曰、交友ハ相下ルヲ以テ主トス、相會スル時、心ヲ虚シクシ志ヲ遜シ、相親シミ相敬スヘシ、或ハ議論合サルコトアリトモ、從容涵養シテ、相感スルニ誠ヲ以テシ、氣ヲ

動シ勝ヲ求メ、傲ヲ長シ非ヲ遂クヘカラス、  
○ト部兼好曰、人ニ接スルニハ、先其ノ人ノ  
顔色ヲ視テ言フヘシ、或ハ怒リ或ハ憂フル  
ノ色アラハ、敢ヘテ言フヘカラス、然ラスニ  
ハ、我カ言彼ニ入ラス、彼ノ言亦激スルアリ、  
交リヲ全フスルノ道ニ非ス、

○胡師蘇曰、人ノ過失ヲ諫ント欲セハ、只宜  
シク静僻ノ處ニ於テ、面タリ其ノ人ト委曲  
之ヲ言フヘシ、我カ口ヨリ出テ、彼カ耳ニ

入ル方ニ是相愛シ相成スノ意、彼モ亦相感  
スヘシ、然ルヲ衆人ノ中ニテ面責セハ、彼或  
ハ強辯シテ從ハス、

○毛利齊廣曰、言行ハ心ノ華ナリ、故ニ言行  
ニ私アルモノハ、必心ニ私アリ、心ニ私アル  
者ハ、言行皆私アリ、何ヲ以テカ徳ニ入ルコト  
ヲ得ン、

○薛瑄曰、常ニ快ニ乗スレハ、多言ヲ覺エサ  
レトモ、夜ニ至リテ枕席安カラス、神氣多言

ノ爲ニ損セララル、此修養ノ説ニ近シト雖、徳ヲ養フモ、亦其ノ多言ヲ慎ムヨリ始ルナリ、  
○呂坤曰、我ヲ毀ル言ハ聞クヘシ、我ヲ毀ル人ハ必シモ問サレ、我此ノ事アラハ、我言ハスト雖、必之ヲ言フ者アリ、我此ノ事無レハ、我辨セスト雖、必之ヲ辨スル者アリ、

○藤原肅曰、古ヲ稽フルニハ、嘉言ヲ以テ其ノ理ヲ窮メ、善行ヲ以テ其ノ事ヲ實ニス、蓋シ言行豈ニナランヤ、空言ト雖、己ヲ治メ人

ヲ治メ、施シテ物ニ及ヘハ、則實行ナリ、實行ヲ學フト雖、心之ヲ知ラス、身之ヲ踐マサレハ、則空言ナリ、

○木下貞幹曰、君子ノ言ハ、人ノ病ヲ治ムルニ猶醫藥ヲ用井ルカ如シ、醫ノ藥ヲ用井ルハ、温涼補瀉唯病ニ適ス、書ノ言ヲ立ツルモ、進修啟發、人資テ以テ其ノ失ヲ救フヘシ、  
○室直清曰、利慾怯懦貪亂ノ事ヲ言フヘカラス、仮令口ニ擇言無キコト能ハストモ、豈



恥ナキノ言ヲ發スヘケンヤ、

○板倉重矩曰、人皆蔽ル、所アリ、己カ好ム所ノ言ハ、是非スト雖、必之ヲ是トシテ、其ノ非ヲ知ルコトナシ、己カ惡ム所ノ言ハ、非ニアラスト雖、必之ヲ非トシテ、其ノ是ヲ知ルコトナシ、

○古賀樸曰、實ヲ務ムル者ハ、人ノ譽メンコトヲ求メス、身ヲ脩ル者ハ、人ノ用井ンコトヲ求メス、己カ爲ニシ、人ノ爲ニスル者ノ辨

正ニ此ニ在リ、正學ノ泰否、正ニ此ニ係ル、當ニ精察シテ深ク戒ムヘキ所ナリ、

○三浦晋曰、勝ヲ好ムハ、人ノ情人ノ己ニ勝ルヲ惡ムハ、人欲ノ常才藝アル者ハ、愈人ニ下ルヘシ、否ラスンハ、禍必至ル、

○薛瑄曰、事ヲ作ニハ、須ラク謹慎仔細ナルヘシ、最怠忽疎略ニスヘカラス、先哲謂ヘルコトアリ、先輩ノ事ヲ作スハ、多クハ周詳ニシ、後輩ノ事ヲ作スハ、多クハ濶略ナリ、濶略

ノ失宜シク之ヲ謹ムヘシ、

○熊澤伯繼曰、禮ヲ慢ニシ、傲ヲ長スルハ、人ノ妖怪ト謂フヘシ、官ニ達シテハ、尤禮ヲ嚴ニスヘシ、己ノ利ヲ計ルコト一分ナレハ、人ヲ損スルコトモ亦一分ニシテ、積レハ則人ノ怨ヲ取り、身ヲ危クスルニ至ル、

○自謙レハ人愈服シ、自誇レハ人必疑フ、我恭ナレハ、以テ人ノ怒ヲ平ニスヘク、我貪ナレハ、必人ノ争ヲ啓ク、是皆我ニ存セル者ナリ、

リ、金言

○貝原篤信曰、人間ノ萬事、謹ニ依リテ行ル、謹無キトキハ、百事亂レ、善道行レス、過ト禍トノ二モ、此ノ謹ノ足ラサルヨリ生ス、謹ハ則怠惰ナク、驕慢無シ、謹ノ一字、須臾モ忘ルヘカラス、

○又曰、自衒ヒ自矜ルハ、名ヲ貪ルノ事ニシテ、又名ヲ喪フ基ナリ、實ヲ務メ自謙スルハ、名ヲ忘ル、事ニシテ、又名ヲ得ル基ナリ、蓋

實ヲ務ムル者ハ或ハ速ニ一時ノ美ヲ得  
スト雖久シクシテ譽自著ル、ナリ、  
○安藤守約曰、名ヲ好ムヲ惡ム所以ノ者ハ  
其ノ實ナクシテ徒ニ譽ヲ于ムルヲ以テナ  
リ、實アレハ則名從フ、之ヲ避ント欲スト雖  
得ヘケンヤ、

○中江原曰、愛敬ハ人道ノ本ナリ、親ニ用井  
レハ孝ト曰ヒ、君ニ用井レハ忠ト曰ヒ、子ニ  
用井レハ慈ト曰ヒ、衆ニ用井レハ仁ト曰フ、

順悌忠信皆愛敬ニ非サルコトナシ、

○孝仁天皇曰、神祇ヲ祭祀スルハ國ノ大典  
ナリ、若シ誠敬ヲ盡サスンハ何ヲ以テカ福  
ヲ致サン、

○桓武天皇曰、祭祀ノ事ハ徳ト敬トニアリ、  
心敬ヲ盡サスンハ神寧ソ之ヲ享シ、

○薛瑄曰、君父ハ人ノ大倫、只當ニ誠敬ヲ竭  
シ、之ニ事ル所以ノ道ヲ盡スヘシ、其ノ合ト  
否ラサルトハ恤ヘサル所ナリ、苟シクモ其

ノ合サルヲ慮リ、道ヲ枉ケテ以テ之ヲ求ム  
レハ、則失フ所多シ、朋友ニ交リ、官長ニ事フ  
ルコト、皆然リ、

○事ヲ爲スニ敬シ、己ヲ脩ムルニ敬ヲ以テ  
ス、是事々黠撿シテ、敢ヘテ妄リニ爲サ、ル  
ナリ、君子ノ學、孰カ之ニ過キン、録業  
○荀况曰、凡百事ノ成ルハ、必之ヲ敬スルニ  
在リ、其ノ敗ル、ハ必之ヲ慢ルニ在リ、故ニ  
敬怠ニ勝テハ則吉ナリ、怠敬ニ勝テハ則凶

ナリ、

○伊藤維楨曰、仁者ハ毎二人ノ是ヲ視ル、不  
仁者ハ毎二人ノ非ヲ視ル、仁者ハ必人ノ長  
ヲ取リ、不仁者ハ必人ノ短ヲ訐ク、

○又曰、人ノ不善ヲ見テハ、憤怒ノ心自生セ  
サルコトヲ得ス、是人ノ情ナリ、然レトモ心  
ヲ平ニシテ、我カ身ヲ以テ之ニ體スレハ、則  
怒スヘキ者多シ、能ク心ヲ注クヘシ、

○柴邦彦曰、忿ヲ忍ヒサレハ、嘆ヲ招キ、怒ヲ

忍フレハ年ヲ昌ニシ、小ヲ忍フレハ大ヲ成  
シ、言ヲ忍フレハ仁ヲ得、盛ナル哉、忍ヤ、此ノ  
百順ヲ致ス、

○熊澤伯繼曰、我ヲ毀ル人ハ我ヲ愛スルナ  
リ、過ヲ正シ、慢ヲ戒メ、奢ヲ止メテ、我カ得ル  
所多シ、聞クヲ厭フコト勿ルヘシ、我ヲ譽ム  
ル人ハ、我ヲ勞スルナリ、過ヲ増シ、慢ヲ生シ、  
奢ヲ長シテ、他日ノ患トナルコト多シ、聞ク  
ヲ願フコト勿ルヘシ、

○主人ハ一家ノ模範ナリ、我能ク勤ナレハ、  
衆何ソ敢ヘテ惰ナラン、我能ク儉ナレハ、衆  
何ソ敢ヘテ奢ナラン、我能ク公ナレハ、衆何  
ソ敢ヘテ私セン、我能ク誠ナレハ、衆何ソ敢  
ヘテ偽ナラン、願體集

○中井積善曰、吾人ノ身ニ一ノ寶アリ、至徳  
要道ト名久之ヲ以テ身ヲ修ムレハ、則家齊  
ヒ、國ヲ治メ、天下ヲ平ニスルモ、亦通セサル  
所ナシ、學問ノ道ハ、此ノ寶ヲ求ムル所以ナ

リ

○貝原篤信曰、主人ノ奴婢ヲ使フニハ、常ニ禮法ヲ嚴ニスヘシ、禮法忽ナレハ、侮リテ罪ヲ犯シ易シ、故ニ彼ヲシテ侮ラス、怠ラシメサランコトヲ要ス、然レトモ不慈ニシテ、彼ヲ苦シムヘカラス、

○板倉重矩曰、儉ト吝トハ似テ異ナリ、儉ハ無用ノ費ヲ省キテ、以テ有用ノ費ニ充ツ、吝ハ出スヘキ財ヲ出サスシテ、貨殖シテ以テ

自汚ス、儉ハ人ノ爲ヘキ所ナリ、吝ハ人ノ恥ツヘキ所ナリ、

○池田光政曰、朋友ノ交リヲ廢シ、慶吊ノ禮ヲ絶テ、常ニ貨財ヲ聚ムルヲ以テ心ト爲ル之ヲ吝ト謂フ、我カ身ノ奢ヲ制シ、妻子ノ奉ヲ儉ニシ、人ニ交ルニ禮アル、之ヲ儉ト謂フ、廉恥ノ心ナク、慷慨ノ氣ナク、奢侈ニ耽リ、人ノ學ニ志スヲ謗ル、其之ヲ何トカ謂ハン、

○一切ノ事、俱ニ儉朴誠實ヲ要ス、浮華ヲ學

フヘカラス、蓋浮華ハ一時ヲ光耀スト雖、究ニ事實ニ益ナシ、人ノ名ヲ敗リ禍ヲ得ル者、都テ奢侈ノ致ス所ニ由ル、知世事  
○徳川家康曰、世ニ奢ト備トノ別アリ、之ヲ知ラスハアルヘカラス、費ヲ省キ用ヲ節シテ、以テ有用ノ具ヲ蓄フ、之ヲ備ト謂フ、是人ノ善行ナリ、匹夫ニシテ貴人ニ擬シ、不急ノ翫具ヲ飾リ、衣服飲食ノ費ヲ爲ル、之ヲ奢ト謂フ、是我カ大ニ惡ム所ナリ、

○張采曰、只晏ク睡リテ早く起キ、逸ヲ惡ミテ、勞ヲ好ミ、忙々ノ地ニ一刻ノ間ヲ偷マサル者ハ、是必志ヲ守ル人ナリ、身勤ムレハ念專ニシテ、貧ナルモ愁ヲ知ラス、富ムモ樂ヲ知ラス、是鐵石ノ手段ナリ、

○范仲淹曰、吾毎夜寢ニ就ケハ、自一日奉養ノ費ト、其ノ爲セシ所ノ業トヲ計リテ、果シテ奉スル所ノ費ト爲ス所ノ業ト相稱ヘハ、熟寐ス、若シ然ラサレハ、終夕安眠スルコト能

ハス、明日必之ニ稱フ所以ヲ求ム、

○中江原曰、道ヲ知ル者ハ、百萬ノ敵中ニ陷リ或ハ虎狼ノ群ニ遇フト雖、恬然トシテ恐ル、コトアラス、是理ヲ視ルコト明カナルニ因リテ、世ニ恐怖スヘキモノナケレハナリ、恐怖ハ凡ヘテ理ヲ視ルコト明カナラサルヨリ生ス、

○綾部道弘曰、道ハ人倫ノ外ナラス、空文ヲ馳セテ日用ニ遠カルコト勿レ、凡事ノ義ニ

害無キ者ハ時俗ニ從フヘシ、妄リニ國禮ニ違フコト勿レ、

○人慾ハ寇敵ノ如シ、專吾カ虚實ヲ窺フ、斯須モ防禦密ナラサレハ、則彼其ノ間ニ乘シテ入ル、録書

○松平定信曰、余惡ヲ惡ミ善ヲ好ミス、人ノ惡事ヲ聞ケハ、終日樂マス、人ノ善事ヲ聞ケハ、喜ヒテ忘レス、人皆吾ニ語ルニ人ノ善ヲ以テセヨ、人ノ惡ヲ以テスルコト勿レ、



○冠準曰、官ニ私曲ヲ行ヘハ、失スル時ニ悔  
ユ、富テ用ヲ儉ニセサレハ、貧ナル時ニ悔ユ、  
少クシテ學ハサレハ、長スル時ニ悔ユ、事ヲ  
見テ學ハサレハ、用井ル時ニ悔ユ、醉テ狂言  
ヲ發スレハ、醒ル時ニ悔ユ、

○呂希哲曰、其ノ惡ヲ攻メテ、人ノ惡ヲ攻ル  
コト無レ、蓋自其ノ惡ヲ攻メテ、日夜且自點  
檢シ、絲毫モ盡サ、レハ、則心ニ慊ラス、豈工  
夫ノ他人ヲ點檢スルコトアランヤ、

○石田興長曰、人正直ヲ養ント欲セハ、先  
名ト利トヲ離ルヘシ、人多クハ柔惰ニシテ、  
名利ヲ離ル、コト能ハス、唯務メテ制シ行  
ヘハ、他人之ヲ喜フ、亦善人タルヲ害セス、  
○毛先舒曰、常ニ勞ニ居ル、故ニ逸スルコト  
ヲ得、常ニ忍ニ居ル、故ニ遂クルコトヲ得、常  
ニ束縛ニ居ル、故ニ蕭散ヲ得、常ニ不足ニ居ル、故  
ニ有餘ヲ得、常ニ勉強ニ居ル、故ニ成立スル  
ヲ得、

○貝原篤信曰、人誰カ過無ラン、之ヲ知リテ能ク改ムレハ、則過無キニ歸ス、苟シクモ私意蔽固スレハ、則過有リト雖、之ヲ知ルコト能ハス、是恥ツヘシト爲ル所以ナリ、  
○紀徳民曰、人ノ宜シク謹ムヘキ者ハ、慣習ニアリ、慣習ハ則自然ノ如シ、故ニ人平生惡習ニ慣ハス、務メテ善習ニ慣フヲ以テ心トスヘシ、

○劉贄曰、忠實ニシテ才識餘リアル者ハ、上

ナリ、才識速ハスシテ忠實餘アル者ハ、次ナリ、才識アリテ保チ難ク、藉テ以テ事ヲ成スヘキ者ハ、又其ノ次ナリ、

○板倉重宗曰、人ノ生質ニ類多シ、面色惡ムヘキアリ、愛スヘキアリ、世人多クハ其ノ面色惡ムヘキ者ヲ見テハ、其ノ言善ト雖、之ヲ善トセス、况ンヤ諫メ争フニ於テヲヤ、其ノ面色愛スヘキ者ヲ見テハ、其ノ言惡ト雖、猶善トス、是人ノ心ヲ用井ルヘキ所ナリ、

○佐藤坦曰、凡大硬事ニ遇ハ、急ニ剖決スルコトヲ用井ス、姑ク之ヲ舍キ、一夜枕上ニ於テ粗之ヲ商量シ、思ヲ齊シテ寢子、翌旦清明ノ時ニ及ヒテ、續テ之ヲ思惟セハ、必恍然トシテ一條ノ路ヲ見テ、義理自然ニ湊泊スヘシ、

○事ヲ處スルニハ、最熟思緩處スヘシ、熟思スレハ其ノ情ヲ得、緩處スレハ其ノ當ヲ得、最輕匆忙亂スヘカラス、至微至易ノ者ト雖、

皆慎重ヲ以テ之ヲ處スヘシ、

習是編

○徳川秀忠曰、才智ノ士ト雖、理ヲ見ルニ明カナラサル者ハ、己ノ才智ヲ驚スレハナリ、故ニ其ノ慮ル所自以テ是ナリトス、而シテ人ニ諮ハルレハ、必窒碍アリ、人能ク之ヲ知ラハ、以テ過寡カルヘシ、

○卜部兼好曰、自知ラスシテ人ヲ知ルヘカラス、分外ノ事ヲ望ミ、爲スヘカラサル事ヲ謀リ、未來ヲサル幸福ヲ待チ、或ハ人ヲ恐レ

人ニ媚ル等ハ人ノ與フル恥ニ非ス我カ貪心ノ誘フ所ナリ

○徐大室曰得意ノ時ニ當リテハ須ラク一條ノ退路ヲ尋ヌヘシ然シテ後ニ安樂ニ死セス失意ノ時ニ當リテハ須ラク一條ノ出路ヲ尋ヌヘシ然シテ後ニ憂患ニ生クヘシ  
○呂祖謙曰人皆己ヲ以テ己ヲ觀ルコトノ難キヲ知レ凡人ヲ以テ己ヲ觀ルコトノ易キヲ知ラス人ノ善ニ因リテ己ノ惡ヲ見人ノ

惡ニ因リテ己ノ善ヲ見ハ觀ルコト孰カ此ヨリ切ナル者アラシヤ

○方孝儒曰樂ニ未既キサルニ憂之ニ繼ク者ハ人ノ欲ナリ人常ニ此ノ言ヲ思ヒテ其ノ欲ヲ忍ハハ便當ニ悔ニ抵ラサルヘシ

○貝原篤信曰衣食住ノ三者ハ我カ分ヨリ輕クスヘシ我ニ適當セリト思フハ己ニ分ニ過タルナリ唯親ヲ養フハ本ニ報スル道ナレハ分ヲ忘レテ財ヲ吝ムヘカラス

○新井君美曰、人ノ事ヲ盡サスレテ、天命ヲ怨ムハ、猶傘笠ヲ備ヘスレテ、雨ニ濕フヲ天命ニ委スルカ如シ、天豈一人ノ爲ニ雨ヲ止ムルコトヲセンヤ、思ハサルノ甚シキモノト謂フヘシ、

○貝原篤信曰、輕ト惰トハ、是事ヲ爲ルニ大病ナリ、輕キ者ハ、未得サルヲ既ニ得タリトシ、惰ル者ハ、悠緩ニシテ、進ムコト能ハス、  
○人生ノ世ニ於ケル、未心カヲ勞セサル者

アラス、或ハ心ヲ勞シテカヲ勞セス、或ハ力ヲ勞シテ心ヲ勞セス、若シ心ヲ勞セス、又力ヲ勞セサレハ、乃饑草無用ノ人ナリ、紳瑜  
○柴邦彦曰、人能ク一層ノ勞ニ勝フル者ハ、能ク一層ノ樂ミヲ受ケ、百層千層ノ勞ニ勝フル者ハ、能ク百層千層ノ樂ミヲ受ク、其ノ困シム所ハ、則其ノ樂ム所ノ地方ナリ、  
○貝原篤信曰、貧賤憂戚ハ、庸テ汝ヲ玉ニス、天ヲ怨ムヘカラス、横逆ノ來ルハ他山ノ石

以テ玉ヲ攻ムヘキナリ、人ヲ咎ムヘカラス、  
○安積信曰、人ノ事ヲ成スハ、志ヲ立ツルヨ  
リ要ナルハナシ、志真ニ立テハ精神堅凝シ  
テ、百體皆其ノ令ニ從ハサルコト無シ、

○雜事ニ紛擾セララル、者ハ、心志常ニ外物  
ニ役セララル、苟シクモ能ク己ヲ立ツレハ、事  
多シト雖、常ニ整肅シテ亂レス、居業録

○貝原篤信曰、善ヲ好ミ惡ヲ惡ム心ハ、實ニ  
專一ナルヘシ、人ノ善ヲ見テハ、我之ヲ行ン

ト欲シ、人ノ不善ヲ見テハ、我カ身ヲ省ミテ  
戒ムヘシ、人ノ善ヲ見テ倣ハス、人ノ不善ヲ  
見テ省ミサルハ、是志ノ未立タサルニ因ル、  
○張爾岐曰、人トシテ志ス所無ク、安坐飽食  
スル者ハ、自棄ツル者ナリ、其ノ道義ヲ舍テ、貨  
利ニ汲々タル者ハ、將ニ人ヲ毒セントシテ、  
以テ其ノ身ヲ賊スル者ナリ、

○謝良佐曰、人ハ須ラク先志ヲ立ツヘシ、志  
立テハ、則根本成ル、譬ヘハ樹木ノ如シ、先根

本立テ、而シテ後ニ能ク之ヲ培養スレハ、能ク合抱ノ一大木ヲ成スコトヲ得ヘシ、

○呂祖謙曰、利ハ則後ニ居リ、害ハ則先ニ居ル、此君子利害ニ處スル常法ナリ、是ノ故ニ利ヲ見テ先立ツ、之ヲ貪ト謂ヒ、利ヲ見テ後ル、之ヲ廉ト謂ヒ、害ヲ見テ先立ツ、之ヲ義ト謂ヒ、害ヲ見テ後ル、之ヲ怯ト謂フ、

○張拭曰、學ハ義利ノ辨ヨリ先ナルハ無シ、凡爲ニスル所アリテ爲ス、之ヲ利ト謂フ、爲

ニスル所無フシテ爲ス、之ヲ義ト謂フ、

○津輕信政曰、人恥ヲ知ラスハアルヘカラス、恥ヲ知ラサレハ、則放逸怠惰ニシテ、終ニ家業ヲ棄テ、倫理ヲ敗リ、祖先ヲ辱メ、身ヲ亡スニ至ル、

○陳幾亭曰、人ニ二ノ恥アリ、我カ能クスル所ニ矜ルハ恥ナリ、我カ能クセサル所ヲ飾ルモ、亦恥ナリ、故ニ能クスレハ、謙シテ以テ之ニ居リ、能クセサレハ、學ヒテ以テ之ニ充

ツ、

○貝原篤信曰、人生、日ニ飲食セサルコト無シ、常ニ慎ミテ其ノ欲ヲ忍ハサレハ、過量ナリ易クシテ、病ヲ生ス、古人云フ禍ハ口ヨリ出テ、病ハ口ヨリ入ルト、宜ナル哉、

○又曰、飲食ノ欲ハ、旦夕ニ發ス、故ニ貧賤ナル人モ過ス、多シ、況ンヤ富貴ノ人ハ、美味多キカ爲メ敗レ易シ、特ニ老後ニ及ヒテハ、飲食ノ欲熾ンナルモノナレハ、殊更ニ之ヲ

慎ムヘシ、

○又曰、牙枝ニテ、齒根ヲ深ク刺スヘカラス、又齒根ノ堅實ナルヲ恃ミテ、硬物ヲ嚙割スヘカラス、若シ之ヲ慎マサレハ、後年ニ及ヒテ、其ノ齒早ク脱落ス、

○又曰、胃弱ノ人、特ニ老人ハ、飲食ニ傷ラレ易シ、若シ美味ナル飲食ニ向フ時ハ、必適度ヲ過スヘカラス、剛志ナラサレハ、此ノ慾ニ克チ難シ、



和漢修身書卷之九終

明治十五年十一月十六日版權免許

明治十六年一月

出版

編纂人

福井縣士族

山内

貢

東京京橋區采女町千一番地

滋賀縣士族

岸田貢次郎

東京本町四丁目十六番地

出版人

和漢脩身書

山内貴編纂

十